



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん\(報道資料\)](#) > 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について



公開日: 2013年10月28日

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について

栗東市小野の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場(以下「旧処分場」という。)について、平成25年7月26日および8月8日に実施しました旧処分場跡地の周辺環境影響調査(地下水等調査)の分析結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

1.調査日

平成25年7月26日(金曜日)

平成25年8月8日(木曜日)(H24-4(2)地点および経堂池)

2.調査実施者

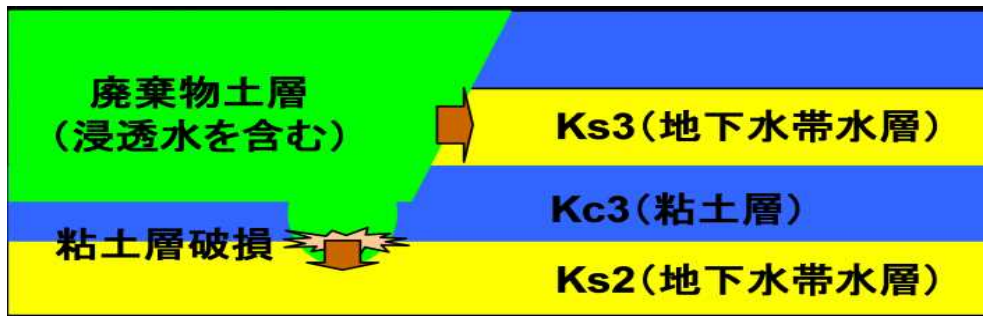
滋賀県琵琶湖環境部 最終処分場特別対策室

3.調査地点

[PDF](#) [位置図\(PDF:637KB\)](#) 参照

場内浸透水		A-3、H16-No.5
Ks3層 ⁽¹⁾ 地下水	上流 ⁽²⁾	H24-8(2)
	周辺	H24-S2(2)、H24-2(2)、H24-4(2)
	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)
Ks2層 ⁽¹⁾ 地下水	上流 ⁽²⁾	H24-7、H24-6(2)
	周辺	H24-S2、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4
	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)
地下水等確認調査		No.1-1、No.4-1、No.4-2、市No.3
経堂池		経堂池中央部中層

(1)浸透水のKs3層地下水およびKs2層地下水への汚染移流拡散状況の概念図



【Ks3層地下水】側面で廃棄物土層と接していることにより、廃棄物土層の浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

【Ks2層地下水】底面粘土層が破損している箇所では廃棄物土層と接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

(2) 上流は、ボーリング調査およびECの分析結果から、浸透水の影響はないと考えられます。

4.調査項目

- 経堂池水質調査および市No.3以外・・・BOD等の一般項目5項目、有害物質等17項目
- 市No.3・・・pH、SS、ECおよび総水銀
- 経堂池・・・BOD等の一般項目5項目、有害物質等9項目および農業用水基準項目6項目

5.調査結果

[PDF](#) [分析結果\(PDF:93KB\)](#) のとおり

各調査地点における地下水の環境基準値等の超過の状況は次のとおりでした。

(1) 場内浸透水調査(2地点)・・・H16-No.5、A-3

BOD:1地点(*1)

COD:1地点(*1)

ほう素:2地点

1,4-ジオキサン:1地点

ダイオキシン類:1地点(*2)

*1:安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準値超過

*2:地下水の環境基準値および安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準値超過

(2) Ks3層地下水(上流)(1地点)・・・H24-8(2)

分析に必要な水量が確保できないため、分析できませんでした。

(3) Ks3層地下水(周辺)(3地点)・・・H24-S2(2)、H24-2(2)、H24-4(2)

砒素:1地点、

ほう素:1地点

鉛:1地点

1,4-ジオキサン:1地点

(4) Ks2層地下水(上流)調査(2地点)・・・H24-7、H24-6(2)

砒素:1地点

(5) Ks2層地下水(周辺)調査(5地点)・・・H24-S2、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4

砒素:2地点

ほう素:3地点

塩化ビニルモノマー:1地点

1,4-ジオキサン:3地点

(6) Ks2+Ks3層最下流地下水調査(1地点)・・・No.K-1

塩化ビニルモノマー:1地点

(7) 地下水等確認調査(4地点)・・・No.4-1、No.1-1、No.4-2、市No.3

地下水の環境基準を超過した地点はありませんでした。

(8) 経堂池水質調査(1地点)

CODが農業用水基準(*3)を超過、それ以外の項目は環境基準または農業用水基準以下でした。

*3: 農業用水基準農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稻の生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

上記の環境基準等を超過した地点での濃度の推移については、前年度から継続して調査を行っている地点で環境基準等を超過した5地点(H16-No.5、A-3、No.1、No.3-1、No.K-1)については概ねこれまでの検出範囲内にあり、これまでの結果と大きく異なりませんでした。今年度より調査を実施した地点で環境基準等を超過した5地点(H24-S2(2)、H24-2(2)、H24-7、H24-S2、H24-4)については、今後も濃度推移を注意深く確認していきます。

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号:077-528-3670

ファックス番号:077-528-4849

メールアドレス:df0001@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁: 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.